

平成 24 年第 11 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 9 月 21 日（金曜日）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
（省略）
- 5 職務のために出席した事務局の職員
（省略）
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 諸般の報告
 - (1) 平成 24 年第 4 回岐阜市議会定例会について（教育政策課）
 - (2) 平成 24 年度生徒指導上の問題行動に関する報告について（1 学期及び夏休み分）（学校指導課）
 - (3) 平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果について（学校指導課）
 - (4) 第 19 次岐阜市少年友好訪中団の派遣について（青少年教育課）
 - (5) （仮称）岐阜市子ども・若者生き生きプランの策定について（青少年教育課）
 - (6) 岐阜市スポーツ推進計画の策定について（市民体育課）
 - 第 5 議事
 - ※(1) 第 49 号議案 第 61 回岐阜市教育委員会表彰における被表彰者の承認について（教育政策課）
 - ※(2) 第 50 号議案 岐阜市教育委員会教育長の任命について（教育政策課）
 - ※(3) 第 51 号議案 平成 25 年度岐阜市立商業高等学校教科用図書の新採択について（岐阜商業高等学校）
 - ※(4) 第 52 号議案 岐阜市学校職員の人事について（学校指導課）
 - ※(5) 報第 24 号 平成 24 年度岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤

嘱託職員の任免について（教育政策課）

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後 1 時 30 分開会

○後藤委員長 只今から、平成 24 年第 11 回岐阜市教育委員会定例会を開会します。本日は、5 人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日は傍聴者がいらっしゃるとのことですが、入室を認めてよろしいでしょうか。ご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全委員の挙手確認）

○後藤委員長 異議なしということですので、傍聴者の方に入室していただきます。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴にあたっては、十分ご存知かと思いますが、傍聴権裏面の注意事項を厳守していただくようお願いいたします。

また、岐阜市教育委員会傍聴規則第 11 条の規定により、本会議の録音を禁止いたします。会議運営にご協力いただくようお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程をご覧ください。本日は諸般の報告が 6 件、議事のうち議案が 4 件、承認を要する報告が 1 件となっています。本日は秘密会で行うべき案件もあるようですが、事務局いかがですか。

○河原教育政策課主事 第 49 号議案は個人情報が含まれており、第 50 号議案、第 52 号議案及び報第 24 号は人事案件です。また、第 51 号議案は教科書採択に関する議案で、採択に関しては国から静謐な採択環境を確保し、採択事務を円滑に執り行うよう通知されているところです。以上の議事について会議の後半にまとめて秘密会で審議をお願いしたいと存じます。

また、そのうち第 52 号議案は、学校職員に対する事実上の措置に関するもので、本来ならば議事の記載の順序に基づく審議をお願いするところでございま

すが、説明のために出席する職員を限定したいと考えておまして、第 52 号議案の審議は報第 24 号の審議の後にお問い合わせしたいと存じます。

○後藤委員長 只今、事務局から、議事日程記載の第 49 号議案から報第 24 号までについて、会議の後半にまとめて秘密会で審議を行い、そのうち、第 52 号議案の審議を最後にしたいという要望がございましたが、ご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全委員の挙手確認)

○後藤委員長 ありがとうございます。異議なしということですので、これらの議事につきましては、秘密会形式にて会議の後半にまとめて審議を行い、かつ第 52 号議案の審議につきましては最後に行うこととしたいと思います。

それでは日程第 4 の諸般の報告に入りたいと思います。報告(1)につきまして、事務局から説明をお願いします。

○中本教育政策課長 お手元の資料の 1 ページをお願いいたします。先に行われた 9 月議会における教育長答弁の一覧でございます。教育長答弁は全 24 件ございまして、そのうちいじめに関するものが 4 件と、時代を反映した質問をいただいたと感じております。一覧のうちいじめに関する質問は、2 人目の公明党・小堀市議、3 人目の自民クラブ・竹市市議、中ほどの公明党・江崎市議、最後から 2 人目の風・大西市議となっております。まずいじめに関する答弁についてご説明申し上げます。

2 ページ下段をご覧ください。小堀市議から、いじめの根絶に向けた取り組みについて 3 点質問です。早期に対応していく体制の構築、「いじめる側が 100% 悪い」ということについてどう考えるか、いじめの早期発見のための教員の増加やスクールカウンセラーの増員はどうか、という質問でした。資料中、教育長答弁の箇所を読みやすいようにゴシックで強調しております。①について、学校では 2 学期の始業式に教師から子どもや保護者に約束するとして、記載の 4 点について話をしました。「意味あることにがんばる子を、先生たちは精一杯応援する」、「がんばる子の足を引っ張る子には、先生たちはみんなで指導する」、「困ったら一番相談しやすい先生に相談しなさい」、「相談されたらその日のうちに問題解決に立ち向かう」という 4 点を教師が保護者や子ども向けに話しました。教員の増員につきましては③の下から 2 行目ですが、国に対して働きかけをしていきます。新聞にも記事がありましたが、文部科学省はスクールカウンセラーの増員について、財務省に概算要望をしている状況です。

再質問もございました。いじめに対して見て見ぬふりをしないという気風をつくることが重要と考えるが見解は、という内容です。教育長の答弁は、いじめを撲滅するという強い意志を社会全体で持つことが極めて大事であるという内容でした。

4 ページ下段は、竹市市議からの質問で、学校と警察との連携についてでございます。「岐阜市としての対応」、「今後のいじめについての警察とのかかわり」、「警察へ連絡する判断について」、5 ページに移って、「連携について今後の問題点と課題」。対する教育長答弁は、まず①ですが、校長に始業式で先ほどの4点に関し講話をするように指示をした、9 月から少年センターにメールによる 24 時間の相談窓口を開設した、重大案件については教育委員会が直接指導にあたる、という答弁でございます。②は、学校が学校警察連絡協議会を定期的開催しており、警察だけでなく、少年センター、子ども相談センターなど関係諸機関との連携を一層充実させていくということです。③は、警察への通報等は、個別の状況を配備し、校長が判断していますが、学校側が毅然たる態度をとることが、結果的には本人の将来のためになるという答弁です。④は、子どもたちの健全育成のために、一層効果的な情報提供と連携に努めるということでございます。

9 ページをお願いいたします。江崎市議の、いじめ問題についての質問でございますが、「家庭用いじめチェックシートはありますか」、「さらなる家庭との連携について」とあります。いじめ問題の解決には家庭での取り組みも重要だという趣旨の質問です。教育長は、①のいじめチェックシートに関して、学校ごとで取り組みを行っておりますが、校長が中心となって、あらゆる機会に家庭の教育力を高めるような働きかけをやっていくという決意を答弁しました。②では、家庭で道徳教育をしてほしい、家庭で子育てのあり方を勉強し、子どもとの会話を増やし、子どもの日常の言動に注意し、親だけで悩まず、学校や関係機関に相談してほしい、という呼びかけをしました。そして、命は大切であり、自ら命を絶つという問題解決の手段は間違っているということ、併せて子どもたちに、親に、社会に訴えかけました。

16 ページをお願いいたします。大西市議の質問です。学校におけるいじめの現状とその対応についてです。教育長の答弁ですが、23 年度のいじめ認知件数は、小学校 1 校あたり 6.2 件、中学校 1 校あたり 12.4 件という結果です。17 ページ 6 行目にありますように、今後も教育委員会が全面に立って、指導、改善にあたるという方針を述べました。

11 ページをご覧ください。いじめ問題そのものではありませんが、田中市議が、(仮称)総合教育支援センターの充実について質問されました。保護者、本人、先生のそれぞれが教育に関する様々な悩みを抱えていらっしゃいます。市

はこれらの方々を支援するセンターの平成26年度開設を目指して今準備を進めているところですが、①にあるように、市が正規職員を減らし、嘱託職員の採用を進めている現状において、相談業務の際に、責任を持って対応できるのかとの質問に対して、教育長は、正規職員を増員して相談支援体制を強化していくと答弁しました。②は、医療、法律など各分野の専門性を持った職員を含め、正規職員、嘱託職員をバランスよく配置し、有効なチームによる支援体制を作り、センターを充実させていくという答弁です。以上でございます。

○後藤委員長 只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。また、説明がありました質問・答弁以外について、ご意見等ございますでしょうか。

○小野木委員 エアコンについての質問がありましたが、私もまさにそう考えております。

○後藤委員長 ほかによろしいですか。では私から、いじめ問題に関してひとつ申し上げます。今、いじめ問題に関して、あちこちの教育委員会で、いじめ問題の有無を確認したり、いじめ問題に対処する新たな体制を作ろうとしていると思います。只今説明がありました答弁の中にも、また教育長さんの以前のお話にもありましたが、やはり校長が中心になって指導することが重要です。教育委員会として校長の指導を支援することが大切だと思います。岐阜市では既にそのような体制はできておりますが。

また、事件として報道されるものを見てみると、いじめ問題が生まれるのは、学校現場の先生、児童生徒、保護者、教育委員会といった当事者間にいじめに関する認識のずれがあるからではなかろうかと思います。そうしたギャップが大きくなることで、どんどん問題が大きくなり、違った方向に行くように感じます。初期対応が一番大事だと思います。教育委員会は、こういう問題を認識して、学校との連携を図り、ご支援ご指導していただくことが大事ではなかろうかと思います。よろしく願いいたします。

ほかによろしいですか。ないようですので次にまいりたいと思います。報告(2)について、事務局からご説明をお願いいたします

○大塚学校指導課長 学校指導課でございます。よろしく願いいたします。資料は、19ページから24ページまでです。毎年度今の時期に、前年度1年間の生徒指導上の問題行動に関わる文科省の調査結果が発表されます。今年度もそ

れに合わせて、岐阜市における平成 24 年度の生徒指導上の問題行動に関する報告を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は、問題行動のおおよその特徴・傾向、問題行動に対する具体的な生徒指導上の対策、今私どもで考えていることなどを順番に申し上げたいと思います。

まず最初に、19 ページ「生徒指導上の問題行動の概況」でございます。表は生徒指導に関する問題行動の集計で、主に粗暴行為に関わるものでございます。例えば、「対教師暴力」は、中学校では、平成 22 年度 4 件であったものが平成 23 年度は 10 件。平成 23 年度 4 月から 8 月の間 2 件であったものが、平成 24 年度同期は 4 件。「生徒間暴力」は、平成 23 年度 4 月から 8 月の間 2 件が、平成 24 年度同期は 6 件に増えていることが、この統計から分かります。

岐阜市全体で見ると、大半の児童生徒が学習活動、集団活動に積極的に取り組み、安定した学校生活を送っていますが、このような統計によって、記載の課題が見えてまいります。今申し上げました「対教師暴力」、「生徒間暴力」の原因は、その次の「校内徘徊と非行の広域化」に記載しております。

学校へ登校するが、学習に参加できず、保健室で過ごしたり、校内を徘徊したりする中学生は、平成 24 年度 4 月から 8 月までの間、市内の中学校で、10 校 31 名おります。これは、昨年度同期で 7 校 16 人よりも増加している状況です。こうした生徒は、給食の前後に登校することも多く、登校しても、勝手に早退をしたり、校外に出てしたりするほか、校内においても勝手な振る舞いをする場合があります。そうした際に教師が指導しますが、指導の中で様々なトラブルが生じてくることもあります。時に対教師暴力に至ることもあります。また、生徒間では、些細なトラブルにかつとなって暴力行為に至る、生徒間暴力ということもあります。こうした生徒の特徴としては、校外生活においても一緒に行動し、他校の生徒とも繋がっていることが多く、携帯電話で連絡を取り合っており、深夜徘徊不良交友、喫煙などの行動を繰り返していることが挙げられます。また、複数の中学校を中心とした広域化も相変わらず見られ、その対策として、学校が地域の方、PTA と協力しながら、夜間や祭礼時における補導活動を行っているほか、問題行動の未然防止のために、ブロック担当生徒指導主事や関係学校生徒指導主事による交友関係等の情報交流などを行っているという状況です。

20 ページをご覧ください。「家庭及び地域での生活と女子非行」でございます。ページ中程の表をご覧ください。表中の数値は、警察で補導された人数でございます。平成 23 年度の合計のうち非常に気になるのが、「深夜徘徊」で、小学校は 4 人であったものが、中学校では 383 人と急激に増えております。小学校に比べて中学校が多いことと同時に、括弧内は女子の数ですけれども、平成 23

年度に 129 名の女子中学生が補導されている事実については、非常に注意をしなければならないとされているところです。女子生徒の場合、深夜徘徊を繰り返す中で、市内外の他校の生徒、或いは有職、無職の少年と知り合って、家出や無断外泊をして、生活を乱し、時には不健全な性的行為に陥るケースも見られますので、特に注意をしていかななくてはならないとされているところです。

「器物損壊」は、昨年度よりも増加している状況です。昨年度 4 月から 8 月の 4 件が今年度同期は 12 件となっています。器物損壊が休日の翌朝に発見されることが多いことから、深夜に小中学生や卒業生が学校周辺を徘徊している可能性が高いとっておりますので、学校周辺にお住いの方をお願いをして、異状があった場合の警察等への通報依頼や学校、地域の方、PTA 連携による学校周辺の夜間パトロールの実施、交番に夜間パトロールの強化を依頼するといった対応をしているところです。

「児童生徒の規範意識」についてでございますが、5 ページの上段に表がありまして、4 月から 7 月の間に警察に補導された人数を記載しております。「万引き」の平成 23 年度合計にありますように、小学校は 6 件、中学校 31 件で、気になるのが、中学校でもなかなか数が減っていないところでございます。万引きを補導しても、保護者に連絡をして終わってしまうケース、店の方が保護者に連絡して終わってしまうケース、警察で補導されても保護者から学校へ連絡がないケースがあり、正確な実態はなかなか把握しにくいのですが、今申し上げたように、中学校で数がなかなか減っていない状況にあります。やはり「万引きは窃盗である」という意識が弱く、お金に困るわけではないけれども、遊び感覚で、或いは、ただで手に入るのので得をするといった意識が見え隠れする部分がありますので、特に小学校段階で、そうした意識を解消する教育をしていかななくてはならないと考えております。

「いじめ」について、こちらにも表を載せておりますが、このいじめの認知件数で注目しなければならないのが、5、6 年で非常に増えてくること、それから、昨年度に比べて中学校での数が増加の傾向にあることでございます。各学校では、聞き取り調査やアンケート調査、教育相談週間、生活ノートのような日記などを通して、きめ細かな把握に努め、早期対応をするようにしています。また問題が発生した場合には、先ほど委員長さんが仰いましたが、校長がリーダーシップをとり、迅速で緊密な情報交流や共通理解を図って早期の対応をしていかななくてはならないとされているところです。

「パソコン、携帯電話のメールでのトラブル」についてですが、以前、中島委員さんからお話いただきましたように、子どもたち、パソコン、携帯電話のメールでのトラブルに注意していかななくてはならないとっております。出会い系サイトから不健全な交友関係に発展したり、掲示板、ホームページの書き

込みから仲間とトラブルということも現実にあります。掲示板のチェックをして不適切なものがあれば、掲示板の管理人に削除要請をしたり、私ども教育委員会の方でも定期的にサイトを監視したり、情報モラルの啓発に努めているところでございます。

次のページ、「不登校に関する状況」についてでございます。表中、平成 23 年度 1 学期末と平成 24 年度同期の不登校人数を比べますと、若干中学校の不特定の不登校 30 日以上を含んでおりますが、少し減っております。不登校に対しては積極的な教育相談体制を設けており、個別相談、ほほえみ相談員による家庭訪問のほか、少年センターの取組みになりますけれども、適応指導教室「サルビア」への継続通所とか、「ぎふ・学びの部屋」へ通うこともあります。「サルビア」の利用者は、小学生 9 人、中学生 18 人という状況でありました。このうち、22 人が登校改善できました。また、「ぎふ・学びの部屋」は 9 人が通い、それぞれ登校改善や社会的自立を目指した活動に取り組んでいるところでございます。

「虐待に関する状況」についてでございますが、文書や電話等により、学校指導課が報告を受けた数は 11 名、うち小学校は 9 名、中学校は 2 名となりました。いずれも、市の子ども家庭課や子ども相談センターへ通告をしているところでございます。同時に関係機関が集まって対応を検討する検討会、ケース検討会を行い対応を協議しているところでございます。

「その他」についてでございます。まず「不審者による被害、名簿提供被害」でございますが、記載の表をご覧くださいますと、例えば、痴漢被害は平成 22 年度中、小学校 61 件あったものが、平成 23 年度は 37 件と減少しております。これは、地域の方々の見守り活動の成果が非常に大きいと思っております。一方で依然として不審者の活動が多く、特に今年度につきましては、6 月下旬から 7 月下旬にかけて、市内の幼稚園、小中学校において保護者を名乗って所属クラスや電話番号を聞き出そうとしたり、性的なことを言う不審電話事案が多発しました。こちらは警察と連携をとりながら対応したところです。不審者による被害とか名簿提供の被害の情報は、各学校へも通知をして、情報を共有し、未然防止のための指導も行っているところで、岐阜市のホームページにもそうした情報を提供しています。

次のページへ移って、昨年度もお話をさせていただきましたが、保護者への支援の困難さということも最近の特徴の 1 つでございます。問題行動を起こした児童生徒に指導する際に、学校の指導意図を保護者の方に説明してもなかなかご理解いただけなかったり、或いは責任放棄のような態度をとられるなど、学校とともに子供の育成を図るのが困難なケースが増えている状況にあります。保護者の様々な思いや願いを汲み取りながらも、子どものためにとということで、

学校としての対応を説明して、理解を得られるように努めているところでございます。

「今後の指導の方向」ですが、1つは、やはり児童生徒の生活基盤である家庭の安定が非常に重要ですので、家庭教育の充実を大切にしていかななくてはならないと理解しています。もう1つは、「学校における全教師による組織的な生徒指導の推進」と書いておりますけれども、個の教師による対応だけでは現状難しいですので、校長、教頭、生徒指導主事が児童生徒の問題に関わる正確な情報を共有して、組織として対応していくことが重要と考えております。3つめとしましては、必要に応じて、警察、子ども相談センターなどの関係機関との連携を図っていかなくてはなりません。

次のページに移りまして、「学校・関係機関との積極的な連携」ですが、その連携の中で具体的にどうしていくのかについて、検討会を開いて、話し合いをして対応を考えてることを大切にしなければならないと思っております。以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○中島委員 22 ページ「その他」のところで、保護者あてにメールで不審者による情報提供をいただいているのですが、駅前で起きた事件について川北地域の学校の保護者に連絡されません。高校の保護者にはメールが来ています。高校では、すぐその場で生徒に周知をいただいております、生徒は知って帰ってくるのですが、小中学校については親が知らないことが多いのです。駅前ですら起きた事件でも、時間が経てば、その犯人が川北地域に来るかもしれないですよ。こうした対応のためにどのような規定があるのかを教えてくださいなと思います。

○大塚学校指導課長 現在は、そうした不審者の存在を把握すると、最初に、その同一中学校区内のエリアに速やかに情報を提供します。それ以外は、隣の校区であったような場合には、その情報は流れてくるとは思いますけれども、ご質問のように、例えば、岐阜駅の辺りであった不審者情報は、川北地域には流していません。子どもたちの生活のエリアや下校、下校した後に子どもたちが動く範囲、中学校区程度の範囲を想定していますので、お尋ねのような、少し離れたところの情報は、すぐには伝わりません。

○後藤委員長 そういう事案はあるのですか。

○大塚学校指導課長 今までですか。

○後藤委員長 はい、今までの中で。通常要請があれば対策がとられると思うのですが、対策をとっていないということは、必要がないということですか。

○大塚学校指導課長 はい、今のところは。

○中島委員 少し前に、駅前に刃物を持った人が出沒したことがありましたよね。高校の情報メールが仕事仲間のところへ来たので、教えてもらいました。

○大塚学校指導課長 高校は、生徒の通学エリアとして考えています。

○中島委員 恐らく高校は生徒が駅を通るので連絡されたのだと思うのですが、子どもたちは、もちろんその校区でしか動きませんが、刃物を持った人は動きますよね。親としては心配ですね。

○後藤委員長 事案によると思いますが、今のご意見は、そうしたことが懸念されるものについては、もう少し広域的に扱ってほしいというものです。

○中島委員 特に、中学校になると、親が働いている生徒が多いので、例えば家にお爺ちゃん、お婆ちゃんがいれば、連絡をして子どもの塾へ行く時に声をかけてもらうことや、送迎をお爺ちゃん、お婆ちゃんにお願いするといったフォローができたりします。事案にもよるとは思いますが、情報提供していただけると助かります。

○早川教育長 刃物を持った人が動くより、子どもが岐阜駅に行くことが多いですね。

○中島委員 というのもありますね。

○早川教育長 親には受信料が発生するのですか？

○大塚学校指導課長 各学校から保護者の携帯メールに入れますので、受信料は発生しません。

○中島委員 そうしていただけると助かります。

○早川教育長 きっと、反対する人もいるのでしょうか。そんな遠いところの情報を聞いても、しかたがないのではないかという人が出てくるのではないのでしょうか。

○大塚学校指導課長 案件によって、皆さんにお伝えした方がいいことについては、余計な心配や、或いは聞いていればということにならないように対応したいと思います。

○後藤委員長 量が多ければ良いということではないですね。

○中島委員 そうですね。

○後藤委員長 ほかにどうでしょうか。

○小野木委員 非行に走るというのは、学校の中で面白いことがないというストレスが外に向いているのだと思います。勉強が面白くないということは、中学校では大いにあると思いますけれど、そうした中でも興味のあることを何か見つけられれば、非行に走るのを減らすことができると思います。

そのポイントはクラブ活動にあると思います。残念ながら、クラブ活動が、楽しいといった興味に至る前に形だけになってしまって、面白くないなとクラブ活動を止めてしまっていることが多いのではないかと思います。学校の先生方は本当に大変だと思うのですが、クラブ活動を本当に面白くして興味を持たせるような手法を勉強してもらうか、或いは、そういうことができる人たちを、岐阜市としてお金を出してでも、指導に当たらせることが必要ではないか。そうして、勉強以外でも楽しめるものがあれば、子どもたちも救われて、そして非行に走らずに学校に来るということもできるのではないか。私たちが生徒であった時には、そういうことがありましたので、強く思います。残念ながらクラブ活動に対する興味は、昔に比べたら減っているのではないかと思います。

○小野木委員 クラブ活動というのは、体育だけではなくて、文化でもいいですね。例えば、演劇、吹奏楽、音楽の部分、何でもいいですよ。

○後藤委員長 大塚課長さん、予算上も、部活動の支援をしていくというのが

ありますよね。

○大塚学校指導課長 社会人指導ですよ。教員も、必ずしも専門的に担当する部活動が、得意な分野ばかりではありませんので、社会人指導者ということで、土日等に参加していただける方々にお願いしている状況です。

○早川教育長 小野木委員が仰るように、部活動がどれほど多くの生徒指導を支えているかは、ものすごく大きい問題です。東京で民間人校長をされた藤原さんは、部活動が、こんなに中学校の生活の中で大きいものかと大変驚いたそうです。それはまさにそうなのですが、一方で教員の勤務状況から言うと、部活動が課程外のサービスとなっています。若干の報酬はついていますが、微々たるものです。部活動の必要性は十分に認知しつつも、放課後も日曜日も部活動をするとなると、どうしても今はボランティア精神でやってもらうのが精一杯のところ。それが好きな人はいいですが、そうではない人をどのようにフォローするか。その制度設計上にあったのが総合型地域スポーツクラブでしたけれども、なかなかうまくいかないという報告をもらっています。新聞によると、東京都は塾でやるそうで、民間人に、1人500円ずつ払って、面倒を見てもらうなどと聞いていますが、国も、岐阜市も、部活動のあり様を考えていく必要があると思います。

○小野木委員 もう一つクラブ活動がよいのは、そこで初めて社会性を学ぶことですよ。先輩、後輩関係です。塾や、学校の授業は同じ学年でしかないですし、受け身ですから、先輩、後輩というような社会性はないですよ。クラブ活動は先輩、後輩関係の教育も担っており、ものすごく大事で、それがボランティアでしかできないというのは、やはりどこか間違っているのではないかなと思います。

○大塚学校指導課長 研究します。

○後藤委員長 今、部活動の入部率はどのくらいなのか。

○大塚学校指導課長 学校によりけりですが、全員入るところもあれば、子どもたちの希望制というところもあり、70、80%はいつていると思います。

○小野木委員 全部になっているところのほうが、案外問題かもしれないですね。先生もやらない場合。

○**中島委員** サッカーやソフトなどは、学校の部活動よりも外のクラブが強化されており、そのクラブに入っている子たちが今すごく多いです。

○**後藤委員長** それはそれでいいですよ。サッカークラブなどに入っている子どもたちは社会性を学んでおりいいと思うけれども、そうではない子どもたちのエネルギーがどんどん溜まり、それを発散する場がないというもやもや感が、非行などに走らせるところがあり、エネルギーの使い方がもったいないと思います。

○**中島委員** 非行もそうですし、校内暴力等もですが、学区的な偏りがあるのでしょうか。

○**大塚学校指導課長** 学校によります。また、学校の学年にもよります。ただ確実に言えるのが、小学校で、非常に学級が厳しい状況を体験した子どもたちにおいては、規範意識や、価値観が崩れることがあります、中学校でも尾を引くという傾向はあると思っています。そういう意味で、中学校での指導も大事なのですけれども、小学校での学級の厳しい状況についても、早い段階で対応していくことが大切と思っています。

○**中島委員** 今、社会がいじめ問題に過敏になってきていると思います。21ページの該当部分に下線を引いて強調していただいているのですが、個人的な意見ですけれども、アンケート調査によるいじめ問題の把握って難しいですよ。以前、小学校で、あなたは誰と仲が良いですかとか、いじめられていませんかというアンケート調査をする担任の先生がいらっしゃったのですが、小学校ですと、昼休みに一緒にドッジボールしたら、子どもの様子はすぐ分かると思います。そういうことをせずに、そのようなアンケート調査をされたことに対し、保護者が不信感を抱いてしまったということがありました。子どもたちには、あの先生になら相談できるという先生が必要で、アンケートの中にも「自分が言いやすい先生に相談しましょう」と書いてありましたが、子どもはどのような先生に相談するのだろうかということを考えていただきたいのです。子どもは日頃からコミュニケーションをとってくださったり、自分を認めてくれたり、気にかけてくれている先生には素直に心を開いていくと思います。中学であれば、生徒指導の先生が叱る立場なら、学年主任の先生が褒める立場になったり、担任の先生が叱る立場なら、教頭先生が褒める立場になったり、いわゆるお父さんとお母さん役みたいなものを、ぜひ学校の中で作って

いただきたいと思います。そういう存在の先生がいてくださらないと、子どもたちは、友達の SOS を拾っても、誰に相談したらいいかが分かりません。自分の悩みを伝えたくても、アンケート調査に書くことはまずないと思います。親としては、相談しやすい先生にいていただけると嬉しいです。

私は勿論、親が一番大事だと思います。資料の中に家庭教育とありましたが、子どもの様子を、本当なら先生が見つけてくださる前に、親が察しなくてはいけないと思います。子どもの「ただいま」という声には親はいつも敏感でいなくてはいけないと思っています。だから私も、「ただいま」の声で、「あっ、今日学校楽しかったな」とか、「あっ、今日何か辛かったことがあったな」というのがわかる親でいたいと思うのですが、「ただいま」の時間に帰ることが難しいので、ただ、家に帰って、私が「ただいま」って言った時に、「おかえり」という子どもの表情を気にしています。

確かに家庭教育が一番だと思うのですが、今ここにも書いてあるように、困難な家庭が増えてきているので、父親役、母親役という先生を学校の中で育てていただいて、子どもたちの拠り所を作っていただきたいなど、切にお願いしたいなと思います。

○後藤委員長 先ほど話のあった、2学期の始業式の、教師からの子どもや保護者との約束に、困ったら一番相談しやすい先生に相談しなさいと書いてありましたね。今、中島委員が仰ったことは、どこの学校にも、そういう具体的に受け入れてくれるところを作っていただきたいという意味合いのご意見であったかと思います。ほかによろしいでしょうか。ないようですので、次にまいります。報告(3)について、事務局から説明をお願いします。

○大塚学校指導課長 引き続いて、学校指導課でございます。全国学力・学習状況調査に関わる結果が出ておりますので、ご報告をさせていただきます。資料は25ページです。今年度は、下の※印に書いてございますが、岐阜市では小学校12校、中学校5校が抽出となりまして、その学校の調査結果をこの表に載せています。小学校は明郷小、梅林小、華陽小、鷺山小、方県小、茜部小、市橋小、長良西小、且格小、芥見小、網代小、柳津小、中学校は本荘中、梅林中、長森中、岩野田中、長森南中の結果が出ているところです。この学力・学習状況調査は、希望する学校も参加することができまして、小学校でさらに16校、中学校で6校が参加をしているところですが、集計については、先ほど申し上げた抽出の学校のみで、ここには、今申し上げた小学校12校と中学校5校の結果が出ています。

対象は小学校6年生、中学校3年生で、科目はそれぞれ、国語A・B、算数数

学 A・B、理科となっております。A 問題は知識を中心に問う問題です。B 問題は活用を中心に問う問題で、岐阜市においては、全国平均を上回っているところでございます。全国平均比と書いてあるのが指数で、全国平均を 100 とした時に岐阜市はいくつの値になるかを表したものでございます。括弧内は、順位付けをする意味でなく、どれくらいの位置にいるのかを判断する材料で、都道府県別の順位の中でどこのあたりに位置するのかを表したものです。

岐阜市は、どの問題も全国の平均正答率を上回っています。特に、問題 B の正当率が全国の中でも高いというのが特徴といえるかと思います。これは授業で課題解決学習スタイルをとっていることや、体験的な活動を重視し工夫をしていただいている成果かと思います。校内研修を通して、自らの指導力の向上に取り組んでおられる学校現場の先生には敬意を表したいと思います。岐阜市では指導力の向上を図るために、授業改善のための指導資料の作成、校長 OB の特任講師の派遣、授業評価改善事業に取り組んでいます。先生 1 人 1 人の指導力の向上のほかに、子どもの学習環境整備として学習支援ソフトを導入したり、少人数指導で習熟度別の学習をしたりといったことも成果に繋がっているかと思えます。よろしくお願ひします。

○後藤委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございませんか。

○小野木委員 国語 B、算数 A・B、理科は全国の中でも素晴らしい位置にあると思うのですがけれども、国語 A が前回に比べると、順位がかなり落ちてしまっていますね。何か理由があるのですか。

○大塚学校指導課長 それぞれ非常に弱かったり、苦手な部分であったり、指導が弱かったというところでは。

○早川教育長 成績が芳しくなかったのは書く力なのですが、なぜ急に落ちたかのは解明中です。

○小野木委員 これは抽出調査ということですが、全校が受けたのですか。

○早川教育長 全校は受けていません。全ての学校が受けていないのが残念です。自校でやってみて、どこが自校の子どもの弱いところかを把握し、改善しようというのが普通の考え方だと思います。先ほど課長が言ったように、受けなかった学校が中学校で半分くらい、小学校で 3 分の 1 程度あったということです。

○小野木委員 それは校長先生が決めるのですか？

○早川教育長 校長が決めます。

○大塚学校指導課長 学校によっては、このような文科省の全国学力・学習調査だけでなく、いわゆる市販の教材で調査をしているところもあります。

○後藤委員長 これは、来年度は全校がやるのですか。

○大塚学校指導課長 はい。去年は東北大震災の関係でできませんでした。

○早川教育長 きっと採点するのが教員の負担になるかとお考えになったと思うのですけれどもね。学力をつけるということが一番の目的だと思います。

○小野木委員 それこそ、教育委員会が指導しなければいけないのではないですか。

○後藤委員長 その辺りの背景が色々あるかと思いますが、子どもにとって意味があるようにご指導していただけるとありがたいですね。ほかはどうでしょうか。ないようですので、次にまいります。報告(4)について、事務局から説明をお願いします

○平井青少年教育課長 青少年教育課です。27 ページ「第 19 次岐阜市少年友好訪中団の派遣について」です。当初、10 月 15 日から 20 日の 5 泊 6 日で、団員 15 名、内訳は小学生 2 名、中学生 9 名、高校生 1 名、引率 3 名で浙江省杭州市を中心に訪問する予定をしておりました。新聞報道などご存じかと思いますが、中国情勢が憂慮すべき状況になっていまして、8 月下旬から 9 月初旬にかけて、杭州市から、延期しないかという話が数回ありました。友好関係に傷を付けたくないという配慮のもと、実施を前提とした前向きな延期をしようと、教育委員会は 9 月 10 日に延期の決定をいたしました。先週 9 月 15 日土曜日に団員の保護者を対象とした説明会を開催し、特に意見は出ず、延期でよいということで了解をいただいたところです。以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。ただ今の説明に関して、ご質問、ご意見等はございませんか。

○**中島委員** 親さんから何も意見が出ていないならよいですけど、高3と中3がいるので、12月といえば、ちょっと心配ですね。

○**平井青少年教育課長** 12月初旬は丁度行事が何もないということですので、その時なら行けるかと思います。

○**中島委員** 分かりました。行けるといいですね。

○**平井青少年教育課長** これ以外に、国際交流として、青少年教育課では、夢プロというものをやっています。そちらは、8月13日から20日までの日程を無事こなして帰ってきました。その発表会を10月28日、日曜日の午前10時から正午の間、中央青少年会館で行いますので、教育委員の皆様には、ぜひともお越しいただきたいと思います。この後、ご案内状をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

○**後藤委員長** やむを得ぬ事情ということでございますが、12月にできるといいですね。ほかはいいでしょうか。ほかにはないようですので、次にまいります。報告(5)について、事務局から説明をお願いします

○**平井青少年教育課長** 引き続き青少年教育課です。「(仮称) 岐阜市子ども・若者生き生きプランの策定について」です。平成23年度に岐阜市青少年問題協議会が、新しい青少年健全育成プランである「岐阜市子ども・若者生き生きプラン」を策定すると決定しました。30ページに説明がありますが、平成22年に施行された子ども・若者育成支援推進法第9条は、市町村が、子ども・若者計画の策定に努めなければならないとしています。この規定の目的は、子ども・若者育成支援政策を推進するための枠組み作りで、背景としましては、子ども・若者をめぐる環境の悪化、困難を抱えた若者の増加、従来の個別分野における縦割りの対応では成果をあげるのが困難ということです。

青少年問題協議会では、今までに「元気・健康子どもプラン」、「岐阜市青年生き生きプラン」を策定しておりますが、前者は平成13年度に策定したもので、学校5日制を前提とした、かなり古い内容となっております。後者は高校生以上を対象とするものですが、平成17年度に策定し、すでに7年経過するところです。今回、青少年問題協議会がその2つを合わせた1つのプランをつくることを決定しております。

内容は、29ページにありますように、「子ども・若者の自立を応援する街 岐

阜一大人はみんな教育者」という基本理念を掲げまして、それに見合う基本目標と施策を設定しております。

今後の計画策定の予定ですが、来週第2回の幹事会で案を完成し、それを11月の青少年問題協議会で審議していただきます。そこで示された修正意見をもとに、12月第3回の幹事会で最終案を検討し、来年1月の協議会に最終案を諮って完成となります。2月中にリーフレットを配布する予定です。以上です。

○後藤委員長 はい、ありがとうございました。只今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

○小野木委員 基本目標1で、「すべての子ども・若者の健やかな自立を支援」と書いてあるけれども、最近、特に思いますのは、前から言っていますように、男の子は、草食系ということで、本当にひ弱なのです。女性はとても元気なのですが、男が本当にひ弱になっている。これからの時代、中国や韓国を相手に、グローバルな競争をしていかななくてはいけない中で、困難に立ち向かう力を育てて男を育てていかないといけないと思うのです。国が成り立たない。規範意識、協調性だけでは、これからの時代生きていけないのではないかと思います。競争力をつけて、困難に立ち向かう力を育てることが必要ではないか。規範意識や協調性だけでは、残念ながら生きていけないと思います。今は長男ばかりで、お母さんの愛情は全部長男に行っています。余計に甘いのですよね。昔みたいに、3人も、4人もいて、次男坊、三男坊、四男坊などがいたらいいのですけれども、今は男の子は長男しかいないということが多く、家庭の中で大甘ですから、どこかで、困難に立ち向かう力を養っていくことが必要なのではないでしょうか。そうではないと男が育っていかないと思うのです。クラブ活動などは、そういう意味では大変いいと思っています。先ほどの地域のスポーツクラブも大変いいと思っています。

○後藤委員長 男性を逞しく、いかに育むかというところは、小野木さんから常々課題として出されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員 基本理念のところに、「子ども・若者の自立を応援する街 岐阜」、これはとてもいい理念だと思うのですが、どうしてもこの下の「大人はみんな教育者」という言葉が気になります。これはなぜここについているのですか。

○小野木委員 やはり教育者として自覚を持って子どもに接してもらいたいという願ひがあるのですよね。

○**早川教育長** 教育者と言いつ切るのはいけないかもしれないですね。つまり、入り口としては、大人から地域の子どもたちに挨拶してほしい。「おはよう」と言って、その反応を見て向こうが「おはようございます」と言ったら、「おっ、感じいいね」とかそういうことを言ってもらいたい。見守ることもそうですし、時には、突き放すのもそうでしょうし。地域がそういう意識で子どもを見守ってもらいたいという願いがあります。

○**後藤委員長** 「大人みんなが教育者に」ぐらいでいいのではないのでしょうか。

○**中島委員** そうしますと、先の話にあったように、家庭教育が今崩壊していて、大人こそが、今、教育を受けなければならない、親がちゃんとしなくてはいけない状況にあるのですよね。

○**後藤委員長** だから、教育者になれるように大人も努力しなさいということですね。

○**中島委員** そうですよね。でもこの言葉に少しひっかかってしまいました。

○**後藤委員長** そうですね。中島委員はここにもメスを当てていかななくてはならないという意味合いで仰っているのだと思います。

「元気健康子どもプラン」と「岐阜市青年生き生きプラン」が1つになるのはいいのですが、下手をすると、若者対象の后者が弱くならないかと思います。今までは各々独立しており、また后者は高校生以上とされており、青年というところに力を入れざるを得なかった。そういう点を自覚していただかないと、子どもは自然と集まるけれども、青年は集まらないということになりかねないのではなからうかと懸念するわけです。そういう意味で、青年がプランにうまく参画できるような工夫が必要ではないかと思います。私も、青年団の活動に関わったことがあるのですが、青年団があったからこそ青少年育成に関わることができたのかなと思います。

30 ページの「新プラン策定の留意点」の具体的な内容はまだよく分からないけれども、ただいま申し上げたことに十分留意していただきたいと思います。子どもを対象とするのは比較的容易だと思いますが、若者を対象とするのが難しい。今は高校生以上という意味合いになっていると思います。その辺りに留意していただければと思います。

○**中島委員** 19 ページの絵図に「推進体制」とありますよね。協議会を立ち上げたりするのですか。

○**平井青少年教育課長** 協議会を立ち上げる予定はないです。

○**中島委員** そうしますと、ここの「連携・協力」はどのようにしたらできるのですか。

○**平井青少年教育課長** 関係する機関、団体へ本人自ら行ったり、照会があった時に紹介したりということになると思います。図の中で最初から協力関係のあるところもありますが、これら全部を一体化した協議会をつくることは難しいと思います。関係機関、団体で協力し合って、お互いにほかにこういうところがあると紹介することはできると思います。

○**中島委員** 「団体の連携・協力」と書いてありますが、特に NPO 同士も連携を取るのがすごく難しいご時世ですので、子どもたちを支えるためには、市に率先して協議会を開いていただいて、皆で、今岐阜市が抱えている問題について認識を共有する、NPO が把握している問題に皆で解決にあたるということがすごく大切ではないかなと思います。

○**後藤委員長** 連携・支援の具体的な進め方ですね。

○**中島委員** 連携や協力体制は、公的機関においては、容易だと思うのですが、**「NPO・団体」**が含まれるのだから、これをどう取り込んでいくかをまた教えていただけると嬉しいです。

○**後藤委員長** ほかにどうでしょうか。他にないようですので、次にまいります。報告(6)について、事務局から説明をお願いします

○**上松市民体育課長** 市民体育課でございます。岐阜市スポーツ推進計画の策定についてご説明申し上げます。31 ページをお願いします。昨年 8 月に、新たなスポーツ文化等に対応していくために、スポーツ振興法がスポーツ基本法として改正されました。これに基づき、平成 24 年 3 月に文部科学省からスポーツ基本計画が出されました。各地方公共団体においても、それぞれのスポーツ推進計画の策定に努める義務が課されています。岐阜市においても、昨年度にスポーツ推進計画策定委員会を立ち上げ、現在、第 4 回まで会議を進めていると

ころでございますが、計画の概要が定まってまいりましたので、本日教育委員さんにご説明申し上げます。詳しくは、丹羽主幹から申し上げます。よろしくお願いいたします。

○丹羽市民体育課主幹 よろしく申し上げます。大画面で説明させていただきます。昨年8月施行のスポーツ基本法第9条に、まず国が基本的な計画を定めなければならないとあります。国はこのスポーツ基本計画を3月に策定、公表しました。そして基本法第10条に、各地方公共団体は国の基本計画を参酌してスポーツの推進に関する計画を定めるように努めなければならないという努力義務が規定されております。岐阜市では、この規定を受けまして、新たにスポーツ推進計画を策定するために、作業を進めているところです。

まず、国のスポーツ基本計画を参酌するということですので、国の基本計画の概略をお話ししたいと思います。基本計画の中に書かれている、具体的なめざす社会像が5つございまして、「他者との協同や公正さと規律を重んじる社会」、「長寿社会」、「一体感や活力がある地域社会」、ここまでが、地方公共団体が推進計画を策定する際に取り入れていかななくてはならない内容かなと捉えました。4番、5番につきましては、かなり国際的な内容になってきますし、こうしたところは「国が」という形で条文が書かれておりますから、地方公共団体が行う内容として先の3つの社会像の実現を求めていきたいと考えております。

そして、国の基本計画には7つの大きな柱がありまして、「①子どものスポーツ機会の充実」、「②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、そしてそれを下支えするような形で、「③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」。これについては、①②が連続しているのですよ、これを③が下から支えているのですよ、という説明がなされています。これらが一体となって行われた上で、上の「④国際競技力の向上」との間に「⑦好循環の創出」、いい循環をつくりましょうというのが、国の基本計画です。両サイドのうち⑤は、オリンピックやパラリンピックの招致の問題、⑥が、そして今話題になっていますが、ドーピング等の問題です。⑤⑥は、地方公共団体の計画には合いませんから、今回ここにはお示ししておりません。

では、いよいよ岐阜市のスポーツ推進計画の説明に入ります。まず、基本的なスタンスについてお話ししたいと思います。スポーツの定義としては、競技スポーツとか、学校体育で行われているスポーツ、運動に限らず、軽いウォーキングや散歩とか、キャンプを始めとする野外スポーツとか、もっと言いますと、日常生活において健康の保持増進を意識している運動全てがスポーツだと捉えております。

結局、意識して体を動かすこと全てがスポーツだという大前提のもとで推進

計画を策定する作業を進めているのですけれども、岐阜市ではこれまでも、市民体育課だけでなく様々な部署で、様々なスポーツに関わる事業を実施してまいりました。今回の策定の中でまずやらなくてはいけないことは、各活動・事業の意味・価値を、何のためにこの事業をやっているのかという位置付けを、この推進計画の中ではっきりさせることだと考えました。位置付けがはっきりすれば、各事業に携わっているそれぞれの立場の人が、そうした意味や価値、目的のためにやっているのだから、と主体的に動ける計画になるのではないかと、市民の皆さんに理解していただける形になるのではないかとこのことを考え、これまでのスポーツ活動事業の整理をした上で、もっとこうしたことが必要だというスポーツ活動事業の補充をしていく作業を進めております。

そうした形をとるのであれば、まず大前提として基本理念が必要です。これを「みんな生き生き『元気・健幸スポーツシティぎふ』』という表現にしました。これには、「子どもが夢や希望を抱くことができる環境を整えたり、市民が気軽にスポーツを享受できる環境を整えていくことによって、皆さんが心身ともに豊かな生活を実現できるようにしよう」という願いを込めています。

この基本理念を基にして、5つの基本方針を考えました。ここに書いてありますが、特に委員の皆様方に馴染みのない言葉としては、基本方針の1番にある「スマートウェルネスぎふの取組」という言葉かと思います。これは何かと言いますと、住んでいるだけで健康になれる街づくりという意味です。岐阜市が、健康部を中心にして取り組んでいる事業を、スポーツ推進計画の中でも大きな柱の1つにしなければならないだろうということで、基本方針の1番目に位置付けました。そして2番「市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進」、3番「学校体育・スポーツの充実」、4番「競技スポーツの推進」、5番「スポーツ環境の整備・充実・利用」については、先ほどの国のスポーツ推進基本計画の中にも同じようなものがあつたと思います。これら5つがただあるだけでは何も進んでいきません。構造的に組み立てたのがこの図です。

まず、基本方針の2番と3番はやはり連続的に捉えたい。学校体育・スポーツ、つまり子どもたちのスポーツ・体育の充実とともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進。そして、それを下から支えるものとして、スマートウェルネスぎふの取組み。要は、まち全体が健康を意識しなければ、とてもじゃないですけど、基本方針2番、3番は具現できないだろうと考えました。そして、この3者がうまくかみ合った時に、競技スポーツの推進と好循環をつくり出します。岐阜市の計画が国の基本計画と一番異なるところは、これらを全て包括する形で、スポーツ環境の整備・充実・利用を考えたことです。なぜかと言いますと、スポーツ環境には人的なものがあると考えたからですが、それについては、後ほど詳しく説明したいと思っております。

基本方針の説明に入ります。まず1番、「スマートウェルネスぎふの取組」の施策として、3つ、「スポーツイベントによる健康啓発」、「ウォーキング機会の充実」、「ウォーキング環境の整備」。このうち特に目新しい項目は、「スポーツイベントによる健康啓発」で、来年度は、清流国体、清流大会の次年度、ポスト国体ですので、国体後1周年記念と、これまで実施してきた、高橋尚子さんの金メダルの顕彰記念である1か月間程度のスポーツタームという期間を「清流スポーツターム」という名前に置き換えて、中身をより充実させていくことを考えております。

2番の「市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進」の施策は3つありますが、このうち「身近で参加しやすいスポーツ機会の提供」としまして、来年度、これまでと仕組みを変えて実施したいと思っているのが「総合型地域スポーツクラブ」です。現在柳津で設立の準備を行っております、来年は柳津を含んだ6クラブで実施します。この6クラブと、岐阜市の10の体育館で実施しているスポーツ教室が連携を図ったり、お互いに補完し合えるような仕組みをつくりたいと考えているところです。

また「個の状況に応じた運動機会の提供」につきましては、障がい者の方を対象としたスポーツの振興についてです。現在は、岐阜市の総合体育館と南部スポーツセンターにおいて、障がい者卓球という、卓球だけに限定したスポーツ教室を行っておりますが、教育文化振興事業団の方たちと協議して、もう少し種目を増やすことを検討しています。今後既存の施設のバリアフリーを進めることと、障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援を今まで同様、それ以上に努めていくことも考えております。

次に方針の3番、4番、「学校体育・スポーツの充実」と「競技スポーツの推進」を合わせてお話しします。まず、「学校体育・スポーツの充実」については、ここに書いた3つの施策を柱としました。そして、もう一つ、「競技スポーツの推進」につきましても、施策が3つありますが、特に競技力の向上や子どもの体力向上に関わって、来年度から新しく取り入れたいと思っているのが、「好循環の創出」、国体関係のトップアスリートの方々に岐阜市に残っていただくことを考えております。その方々を学校やスポーツ少年団に派遣して、指導をしていただく派遣事業の予算化を進めています。これを活用して、子どもたちの運動スポーツに対する興味関心を高めていけたらいいなと思います。

「スポーツ環境の整備」は、3つの施策が柱ですが、特に「スポーツ活動の担い手づくり」について来年度の新規として考えているのは、スポーツボランティアの登録制度です。今、国体のボランティアスタッフを、大勢の方にいただいているのですが、その方たちを対象に10月の国体の閉幕する頃にアンケート調査を行いまして、引き続き、岐阜市のスポーツボランティアスタッフに

なってもいいよという方をメール配信システムを活用して登録し、来年度スポーツに関わる様々な情報を配信していきたいと考えています。

最後に「市民へのスポーツ環境の周知」ですが、この計画を立て終わった後の来年度の頭出しが一番重要かと思っています。作ったものをいかに市民の皆様に周知していくか、いろいろな立場の方に周知していくかが、重要な課題です。それについては、あと2回程ほど策定検討委員会がございますので、そこで皆さんと相談して、どういう形で周知していく方法がよいかを議論していきたいと思います。

最後、成果目標ですけれども、この計画の成果を5年後、10年後に確かめる指標として、まず小学生の体力運動能力調査の全国平均クリア率を、現段階42%から60%まで高めたい。なぜ60%かといいますと、中学生が60%だからです。岐阜市の子どもたちは可能性があるから、小学生の段階から中学生ぐらいまで高められたらいいなということで、60%にしました。

それから成人につきましては、週1回のスポーツの実施率が、現段階は21%と少し低いのですが、これを65%に高める。この65%は国が設定している目標です。3人に2人は、という数字を基にしています。

最後に適正体重を維持している人を72%から85%に高める。これは健康部の健康計画で設定している数字を、そのまま目標として採用しました。以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。只今、説明がありました報告(6)について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○早川教育長 わかりやすい説明でした。資料31ページにチェック項目がありますよね。ネガティブな項目なので、ポジティブにして、点数を変えたらどうでしょうか。「歩くのが人より遅い」のではなく、「歩くのは人より速い」にしたほうが、感じがいいのではないかと思いますので、研究をしてください。

○小野木委員 団塊の世代の人たちが沢山退職しましたよね。その人たちにいかにスポーツで健康を維持してもらうかは、今後の岐阜市の介護費用にも大きく影響してきますので、本当に大事なことだと思います。ピンピンコロリと逝けるのが本人にとって一番幸せで、とても大事だと思います。

○中島委員 資料の中に外遊びとありましたね。また、中学に上がると体力も上がるという話ですが、今子育て中のお母さんたちは、昔よりも子どもを連れて外で遊ばないのです。公園から子どもの声が消えているというのが現状です。

大きな整備された公園には行くのですが、地域にある小さな公園に行けないのです。理由は、防犯のことであったり、草がすごくて子どもが虫に刺されるとか、砂場に猫の糞がすごくて衛生上行けないとか、そうしたことが言われています。ただ、マーサのすぐそばの新しくできた公園からは、日中、本当に多くの子どもたちの声が聞こえてきます。外遊びを小さいうちにする、お日様を浴びながら、体を動かして遊ぶことが重要だと思うので、環境整備のところに、ぜひ、公園の整備を加えていただけると嬉しいなと思います。

○後藤委員長 ほかはどうですか。いいですか。なかなか素敵ないいものがありました。

○中島委員 楽しみです。それともう一つ、身近な運動でいうと、ここには記載がないですけど、私は仕事でカラフルタウン、マーサさんに関わっていますが、カラフルタウンのショッピングセンター内に、ウォーキングの会らしきものがある、勿論全天候型で、時間になると、お年寄りが自然と集まっていられるのです。お喋りしながら、ウィンドーショッピングしながら歩いていらっしやいます。お昼を食べて帰る場所として、今、大型ショッピングセンターに集われる方が増えています。そのようなウォーキングをされている市民がいらっしやるよというご報告です。

○後藤委員長 ほかにいいですか。

○島塚事務局長 補足ですが、今のスポーツ推進計画については、先ほど丹羽主幹が申し上げたように、単なるスポーツでなく、岐阜市の健康政策上の課題という捉え方をしまして、それが先ほどのスマートウェルネスシティぎふ、キーワードは健康寿命の延伸となっておりますが、結果としてご本人の幸せに繋がり、岐阜市の財政上、医療費の削減に繋がるという切り口での取組をしています。具体的には例えば歩く環境とか、自転車道とか公園の整備といった、誰もがスポーツ、ウォーキング等に取り組める環境づくりを行うということです。その一環としてこのスポーツ進行計画もあるというようにご理解いただきたいと思っております。以上です。

○後藤委員長 これは、市長部局等との絡みはあるのですか。

○島塚事務局長 スマートウェルネスぎふは健康部の所管です。スポーツ推進計画については健康部と連携を取りながら、一体としてやっていくことになり

ます。

○後藤委員長 ほかにいいでしょうか。それでは、ここまでといたします。この後は、秘密会にて審議をすることになります。

続きまして、次回以降の定例会の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、10月31日水曜日、午前9時30分からでございます。11月の定例会は、11月20日火曜日、同じく午前9時30分から。12月の定例会は、12月25日、火曜日、午後1時30分から。いずれにおきましても、教育長室にて行いますので、よろしく申し上げます。

続いて秘密会形式で審議をいたします。事務局は準備を願います。それでは会議を一旦休憩とします。

(削除)

○後藤委員長 以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時00分閉会